

租税特別措置の効果検証の整理

～政策担当者が効果検証を進める上での着眼点を中心に～

令和7年6月
総務省行政評価局

概要

- 総務省行政評価局では、令和4年度から租税特別措置の効果検証の検討を進め、令和6年度までに8本の租特をテーマとした効果検証等を実施した
- 効果検証に当たっては、財務省主税局及び各租特の担当府省の協力を得て実施した

目的

- 各租特の必要性を論じたものではなく、各府省が効果検証を行う際の着眼点や手法等を示すことを目的とした
- また、各府省の政策の見直し・改善、質の向上に資することを目指した

検証の進め方と検証結果

- 公的統計データや各府省が持つ実績報告書やアンケートデータ等を活用し、記述統計で現状を把握した上で、可能な限り租特適用事業者と租特非適用事業者の差を統計的分析手法で検証した
- 企業の意思決定の流れなど定量分析で測れない部分は、適用企業へのヒアリングも実施し確認した
- その結果、効果があったと推測される租特もあったが、必要なデータの不足により十分な分析ができなかった租特もあった

効果検証を実施した上での主な気づき（課題）と方向性は次頁のとおり



効果検証を実施した上での主な気づき（課題）と方向性

主な気づき（課題）

➤ 政策効果の発現状況を定量的に検証する場合に用いるアウトカム指標が、必ずしも整理されていない

➤ 租特が適用される事業者を特定する有効なルートやツールを有しておらず、分析対象とするデータ群の特定が困難となる場合がある

➤ 租特の適用事業者の実績が利用可能なデータとして整備されておらず、効果検証を行うために活用可能な公的統計データなども十分に取得できないものがある

➤ 活用可能なデータの特性や職員の分析スキル等によって、実施可能な分析に制約や限界が生じうる

➤ 定量分析の結果からは、事業者の意思決定に対し各租特がもたらす影響を推測することが必ずしも容易ではない

方向性

➤ 効果発現経路の確認や、どの部分に着目した分析とすべきか、また、どのようなアウトカム指標とすべきか、ロジックモデルを作成・整理し、関係者間の共通認識の醸成を図る

➤ 租特適用事業者を規模や業種等の偏り（バイアス）がなく、分析に必要な程度までのサンプルサイズで特定できるように、把握ルートの検討、見直し等を、事前に準備する※

➤ データの取得に当たっては、将来の効果検証を見据えて、必要なアウトカム指標が取得できるように適用事業者から実績報告を求めることや、既存の公的統計に適用状況に関する項目追加を検討する等、事前にデータ取得の工夫をする※

➤ 基礎的な統計分析でも一定程度の状況把握は可能であり、まずは記述統計で業種別の状況や経年の変化等を把握し、実施が容易な手法での比較分析・検証の上、可能であれば因果推論等のより高度な統計分析に取り組む

➤ 租特適用事業者にヒアリングを実施し、租特を活用するに至ったきっかけや受け止め、租特の政策目的と照らし合せてどの程度行動変容に寄与しているか確認する

※ 「租特適用事業者の特定」及び「適用実績データやアウトカム指標データの取得」に当たっては、デジタル基盤を活用し、負担の少ない方法を検討し、導入することが望ましい

政策担当者が効果検証を進める上での着眼点等

【本資料の位置づけ】

各府省の現場の政策担当者が、効果検証を進める上で、どのようなことに着眼し、どのようなことから着手すれば良いのか認識してもらえることを目指して整理したもの

効果検証の進め方

・ ロジックモデルの検討から分析に至るまでの手順を行きつ戻りつ整理して効果検証を進め、その結果を政策の見直し・改善のツールとすることが重要である。また、ヒアリングを通じて、受け止めを確認することも重要である

1. ロジックモデルの作成

- ① 現状と課題を整理した上で、政策の入口と出口となる政策手段と政策目的を確認
- ② 政策目的は、達成できそうなアウトカム指標から検討するのではなく、真に目指す社会の姿を考慮して設定
- ③ 政策手段から目的に至るまでの論理的なつながりをロジックモデルを検討し整理、作成
- ④ ロジックモデルを活用し、政策効果とその範囲を確認（当該措置がもたらす影響、社会変容とその範囲を整理）
- ⑤ 必要な測定指標を、ロジックモデル全体から見て代表性が担保されるものか、チェリーピッキングとなっていないか確認し設定

2. リサーチデザインの整理

- ① 記述統計で把握すべき状況（業種、地域別の状況や、経年の変化等）と分析に必要なデータを整理
- ② 処置群・対照群、それぞれの介入前後を意識し、効果の把握・分析を行う範囲を検討
- ③ PICODAのフレームワークを活用し、推測統計を実施する際に必要な対照群の設定や、データを整理し、リサーチデザイン（どのようなデータを基に、どのような分析を行うか）を検討

3. データの取得

- ① 政府統計や部局所有の業務データに、分析に必要な測定指標が含まれているか、取得可能か確認
- ② 政府統計の二次利用申請や、業務データの利用に必要な手続を行い、実際にデータを取得
- ③ 必要とするデータ項目が存在しない場合は、民間データ等のオルタナティブデータの活用や、新規のアンケート調査等も検討

4. 定量分析の実施

- ① 記述統計を実施し、措置の活用状況（例：業種、規模別の状況）や経年の動き等を把握
- ② リサーチデザインに基づき、因果推論的な手法を用いた推測統計を実施

補足的確認

ヒアリング等の定性分析を通じて、受益者（租特適用事業者）からの当該租特の受け止めや、活用に至る経緯等、定量分析では把握できない意思決定の流れを確認し、当該租特の目的と照らし合わせて、所管府省が目指す行動変容に寄与しているのか確認

政策の見直し・改善

- ・ 効果検証を進めていく中で、更なる気づきが得られることもあるので、ロジックモデルの作成から分析に至るまでの1～4の手順を行きつ戻りつ整理して進めることが重要
- ・ 効果検証結果を踏まえて政策の見直し・改善の検討を行うことが重要
（単に現状把握のツールに留めず、政策の見直し・改善の検討の材料として活用する）

効果検証を実施するのに有益なPICODAのフレームワーク

- ・効果検証の研究デザインを整理するには、以下のPICODAのフレームワークを活用することが有益である

	内容	考え方	ポイント
P (population)	誰に対して	政策の対象となる個人や企業、地域は何か	■ 租特の適用対象事業者の定義は何か
I (intervention)	どんな介入を行い	具体的に行う政策はどういったものか	■ 対象租特は、いつ※、どのような介入をするものか
C (comparison)	何と比較して	誰もしくはどういったシチュエーションと比較した場合の政策効果を測るのか	■ 租特の適用事業者との比較は何が適しているか
O (outcome)	何に対する効果を	政策によって改善したい指標は何か	■ ロジックモデルにおけるどの測定指標の変化を確認するか
D (data collection)	どういったデータを用いて	政策の対象者（地域）・非対象者（地域）のデータ・指標をどのように収集するか	■ 適用事業者と非適用事業者の情報を把握するためには、どの調査データが有用か ■ 複数ある場合にはどのようにデータを接続するか
A (analytical method)	どういった分析手法で効果検証するか	どういった分析手法を用いるのか	■ データ制約を踏まえて実行可能な手法は何か ■ 因果推論まで行うか、記述統計に留めるか

※ 創設から相当程度経過した租特の場合、創設前のデータを取得できる可能性が低く創設前後に着目した創設の効果を把握することが難しい。そのため、改正の経緯を確認し、大幅改正実施のタイミング等、比較に適した時期を特定することが重要

効果検証に必要なデータの内容

・取得できるデータの内容によって実施可能な統計分析が異なるが、まずは「記述統計」から始めて、次に比較的实施が容易な「単純比較」「前後比較」を目指すことが重要である

データの内容		実施可能な統計分析				
(1)	租特適用事業者を特定するためのデータ	記述統計	処置群・対照群の単純比較	前後比較	差の差分析	属性等に着目したマッチング※を用いた差の差分析
(2)	租特適用事業者の租特改正後のデータ					
(3)	租特非適用事業者の租特改正後のデータ			前後比較		
(4)	租特適用事業者の租特改正前のデータ			差の差分析		
(5)	租特非適用事業者の租特改正前のデータ					
(6)	アウトカム指標以外の適用事業者・非適用事業者の関連するデータ					

	介入前	介入後
適用事業者	(4)	(2)
非適用事業者	(5)	(3)

Point

- 分析に必要なデータの事後取得はハードルが高いため、事前に取得できるように工夫することが重要である
- (1)必ずしも租特適用の全事業者を特定する必要はないが、「属性にバイアスがないこと」及び「分析に必要なサンプルサイズを確保すること」が重要である
- (1)+(2)+(3)で、「記述統計」及び、「処置群・対照群の単純比較」が可能となる
- (1)+(2)+(4)で「前後比較」が可能となる
- (1)～(5)で「差の差分析」が可能となる
- (6)が加わることによって、「プロペンシティスコアマッチング」が可能となる（例：処置群・対照群の売上金額比較をしたい場合、アウトカム指標である売上金額のほかに、資本金や従業員数等があると、類似の企業のマッチングが可能となる）
- まずは「記述統計」から始めて、次に比較的实施が容易な「単純比較」「前後比較」を目指すことが重要である

※ 措置の対象者・非対象者のそれぞれから、属性等が近い者をマッチングして、効果を測定する「プロペンシティスコアマッチング」を指す

効果検証に必要なデータの種類

・適用事業者を特定し、分析に必要なアウトカム指標データを取得するには、以下の種類のデータの取得を目指すことが重要である

データの種類	概要	特徴	取得可能性
実績報告書 (租特適用状況に関するもの)	適用事業者等が所管府省や都道府県等に事後に提出	・適用事業者や適用対象は特定可能だが、効果検証を実施するための報告書ではないため、分析に必要なアウトカム指標が報告書の項目に含まれていない場合もある	取得可能性が高い（所管府省や都道府県等との調整が必要）
計画書、認定書 (租特適用状況に関するもの)	適用予定事業者が所管府省や都道府県等に事前に提出	・状況の変化（適用を目指したが最終的には条件を満たさず適用されなかった等）により、実際に当該措置の適用を受けない事業者も存在する ・国税、地方税、融資等政策パッケージ全体で事前に提出を求めている場合も多く、分析対象とする措置の適用を目指して提出したものでない場合もある	取得可能性が高い（所管府省や都道府県等との調整が必要）
公的統計の個票データ	公的統計は各統計の目的に応じて各府省が実施	・公的統計は、社会全体で利用される情報基盤と位置付けられており、効果検証だけを目的としていないため、分析の対象とする範囲や分析に必要なアウトカム指標と合致すれば活用可能だが、分析に必要な範囲、項目と完全に合致しない場合もある	取得可能な場合が多い（二次利用の申請が必要）
部局実施のアンケート、業務データ（公的統計以外）	担当部局が必要に応じ実施（必ずしも実施しているわけではない）	・データの収集の目的はまちまち ・分析の対象とする範囲や分析に必要なアウトカム指標と合致し、かつ分析への使用が許可されれば活用可能	取得可能性はある（所管府省との調整が必要）
関係団体が実施するアンケート	所管府省との状況に応じて実施（必ずしも実施しているわけではない）	・データの収集の目的はまちまち ・分析の対象とする範囲や分析に必要なアウトカム指標と合致し、かつ分析への使用が許可されれば活用可能	取得可能性はある（所管府省、関係団体等との調整が必要）
各種民間調査 (本調査では使用せず)	各種調査会社等が実施	・信頼度、費用等含めて状況はまちまち	状況による

諸外国における統計データ活用状況

・ 諸外国では、国によって統計データの取得可能性が異なる

	アメリカ 	イギリス 	ドイツ 	オランダ 
統計データ (集計されたマ クロデータ)	■ 集計レベルのデータ等 を各機関のウェブサイ トから取得可能	■ デジタル庁が運営する ウェブサイトGov. UKの 「Research and statistics」から検索可	■ 連邦統計局(Statistisches Bundesamt, Destatis)ウェ ブサイトから検索可	■ 中央統計局(CBS)ウェブ サイトから検索可
統計データ (個票情報等の 機密データ)	■ 共通化窓口(SAP)のポー タルサイトまたは個別 各府省に利用申請、承 認が必要	■ 国家統計局ウェブサイ トから申請可(データの 必要性等の提示が必要) ■ ウェブサイト 「Administrative Data Research UK」で研究者 に行政記録データを提 供	■ Destatisのリサーチデー タセンター(FDZ)が研究 者等に対し、匿名化処 理したデータを有料で 提供(プロジェクト概要 等の申請が必要)	■ CBSウェブサイトからア クセス可(欧州のプライ バシー規定等により一 定の要件あり)
税務データ (集計されたマ クロデータ)	■ 内国歳入法(IRC)に基づ き内国歳入庁(IRS)の ウェブサイトの一部公 開	■ Gov.UKのウェブサイト 「Statistics at HMRC」や 「Research and statistics」から検索可	■ Destatisのウェブサイ トで検索可	■ CBSのStatLineデー タベースにて検索可
税務データ (機密データ)	■ IRCに基づき、特定の政 府機関等は、特定の目 的のために税務データ にアクセス可能	■ デジタル経済法に基づ き、歳入関税庁が運営 するデータアクセスプ ラットフォームの Datalabにより他の政府 機関や認定された研究 者に提供するほか、英 国統計当局が認定され た研究者等に匿名加工 の上で提供	■ 税務統計法及び連邦統 計法に基づき、Destatis のFDZにて匿名化処理し たマイクロデータを研究 目的で提供	■ 一般税法に基づき、税 務当局は契約を締結し た公的機関に対し、政 策評価や行政目的のた めマイクロデータを提供 ■ 統計局法に基づき、承 認を受けた研究機関等 に対し、CBSは匿名化し たマイクロデータを提供

ヒアリング調査の概況

・ヒアリングの結果、租特の効果にはトリガー効果、押し上げ効果、波及的效果、副次的効果の4種類が存在すると考えられ、また、定量分析からは把握できない事業者の租特の受け止め等が把握できた

効果の種類	効果の内容
トリガー効果	租税特別措置があったことにより、期待される行動が引き起こされる (例：設備投資の実施等)
押し上げ効果	租税特別措置があったことにより、期待される行動が助長される (例：設備投資額の増加等)
波及的效果	租税特別措置があったことにより、キャッシュフローが改善し、波及的な行動が引き起こされる (例：設備投資に加え、人件費の増額等)
副次的効果	租税特別措置の適用を受けるための申請書作成等の事務作業が他の文脈で役立つ (例：経営計画等を検討する上で役立つ)

主なコメント

- ・中長期的計画に基づいて事業遂行しているが、下支えとなる有益な租特であり相当程度の押し上げ効果がある
- ・本措置によりキャッシュが手元に残り次なる投資につながる等、押し上げ効果に関する意見が多く聞かれた

効果検証から得られた示唆等

- ・ ロジックモデルを活用した効果発現経路の整理等が重要である

フェーズ	気づき	今後の方向性
ロジックモデルの作成	政策担当者、分析担当者等の関係者間でロジックモデル作成の議論を深掘りすることで、効果検証の方向性が明確となる	・ ロジックモデルの整理を通じて、 <u>政策の目的に至るまでの効果発現経路や、どの部分に着目した分析とすべきか、どのようなアウトカム指標とすべきか、効果検証の方向性に関して、関係者間の共通認識の醸成を図ることが重要である</u>
リサーチデザインの整理	創設から相当程度経過した租特の場合、創設前のデータを取得できる可能性が低く創設前後に着目した創設の効果を把握することが難しい	・ 改正の経緯を確認し、 <u>大幅改正実施のタイミング等、比較に適した時期を特定、着目、分析すること</u> が重要である
	租特の目的やその効果に照らし、全ての租特において因果推論アプローチを用いた効果検証を行うことが必ずしも適切とは限らない	・ <u>対象租特とアウトカム指標の因果関係が明らかな場合※</u> は記述統計や前後比較等でアウトカム指標の変化や対照群との差を捉える等、 <u>因果推論に固執しない方法の検証を行うこと</u> も望ましい

※ 一例として環境負荷が低い船舶を導入することが環境負荷軽減に寄与するものとなるのは自明である

効果検証から得られた示唆等

- ・分析を実施する際は、租特適用事業者を業種等のバイアスがなく分析に必要な程度のサンプルサイズで特定することと、分析に必要なデータを事前に取得できるように工夫することが重要である

フェーズ	気づき	今後の方向性
データの取得	分析に当たっては、まずは適用事業者を把握する必要があるが、既存の業務データは、効果検証目的の調査ではなく、業界団体経由等で回収の場合もあるため、規模や業種等の偏り（バイアス）がない状態で、かつ、分析に必要なサンプルサイズを確保できない場合がある	・租特適用事業者を<u>規模や業種等の偏り（バイアス）がなく、分析に必要な程度までのサンプルサイズで特定できるように、把握ルートの検討、見直し等を、事前に準備すること</u>が重要※である
	効果検証着手後に、分析に必要なデータをすべて取得することは現状では難しい	・効果検証に必要なデータを取得するためには、<u>リサーチデザインと照らし合わせてどのようなデータが必要か整理し、それらが取得できるよう事前に設計すること</u>が重要である ・データの取得に当たっては、将来の効果検証を見据えて、事業者の負担感も考慮しつつ、<u>適用事業者から実績報告を求めることや、既存の公的統計に適用状況に関する項目追加を検討する等、事前にデータ取得の工夫をすること</u>が重要※である
	公的統計の調査対象範囲や項目と、検証したい租特の適用対象範囲と項目が合致しないことが多い（公的統計は効果検証を目的に実施したものではない）	・<u>公的統計が租特の適用対象範囲を十分にカバーできない場合は、担当府省においてアンケート調査等を実施し、分析に必要なデータを取得すること</u>が望ましい ・また、<u>分析結果を適用実態調査と照らして、業種や規模の偏り等を確認し、それを考慮した解釈をすること</u>が重要である
	公的統計の個票データを取得するまでには相当な時間を要する	・効果検証の際は、<u>個票データの取得に時間がかかることを想定して、計画を立てること</u>が重要である

※「租特適用事業者の特定」及び「適用実績データやアウトカム指標データの取得」に当たっては、デジタル基盤を活用し、負担の少ない方法を検討し、導入することが望ましい

効果検証から得られた示唆等

- ・記述統計や単純比較等の比較的实施容易な分析から目指すことが望ましい。ロジックモデル検討から分析に至る手順を行きつ戻りつ整理し進め、効果検証結果を政策見直し・改善を行う際の材料として活用していくことが重要である

フェーズ	気づき	今後の方向性
分析の実施	適用事業者と非適用事業者を比較するために、比較に適した単位に揃えたアウトカム指標を算出する等、既存のデータ項目に一工夫加えることにより、より適切な比較を行うことができる	・記述統計等の分析を実施する際は、適切な比較ができるように、既存の指標で集計して問題ないかを事前に検討する ・その上で必要に応じて、<u>単位当たりアウトカム指標（10万人当たり、10km²当たり等）を算出した上で、分析を実施すること</u>も重要である
	推測統計については、取得できるデータに限界がある場合が多かったが、記述統計だけでも、傾向把握等に役に立つ情報が得られる	・推測統計に比べて、<u>業種別の状況や経年の変化等を把握する記述統計は、比較的容易に行うことが可能であるため、積極的に担当府省でも内製することを目指すこと</u>が望ましい
	記述統計の次に推測統計を実施することが望ましいが、データの制約や担当者でも実施可能な分析を考慮した場合、単純な比較（前後比較、処置群・対照群比較）を目指すことが一定程度有効である	・<u>因果推論の実施が困難な場合、記述統計の延長上で比較的实施容易な前後比較、平均の差の確認、回帰分析等の実施を目指すこと</u>が望ましい ・ただし、飽くまで単純な比較結果であり因果効果ではないため、<u>拡大解釈することのないように十分に留意すること</u>が必要である
	定量分析で把握できるのは、指標で把握できる情報に限られ、受益者（租特適用事業者）が当該租特をどのように受け止め、どのように活用するに至ったか等の意思決定の変化を直接把握することは難しいため、ヒアリングなどを通じて定性情報を収集することも有意義である	・受益者（租特適用事業者）が当該租特をどのように受け止め、どのように活用するに至ったか、<u>定量分析では把握できない企業の意思決定の流れを確認し、当該租特の目的と照らし合わせて、所管府省が目指す行動変容に寄与しているのか確認すること</u>が望ましい
政策の見直し・改善	効果検証を進める中で更なる気づきが得られ、その結果、分析自体の精度向上と、分析結果を政策改善の検討ツールに繋げることができる	・<u>ロジックモデル作成から分析に至るまでの手順を行きつ戻りつ整理して進めること</u>が重要である（<u>一度作成したロジックモデルが絶対ではない</u>）
	効果検証を実施することにより、現状をより正確に把握することができる	・効果検証結果を、単に現状把握のツールに留めず、その後の<u>政策見直し・改善を行う際の材料として活用していくこと</u>が重要である

Appendix

R6租特効果検証テーマ一覧と効果検証の結果概要

	府省名	措置名	概要	効果検証の結果概要
1	内閣府	地方拠点強化税制	地域再生法に基づく計画認定を受けた法人等が、 ・地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合に、特別償却（最大25％）又は税額控除（最大7％）を認める措置（オフィス減税） ・同施設で雇用を増やした場合に、税額控除（雇用者増加数一人当たり最大170万円）を認める措置（雇用促進税制） 法人税額に対する控除割合は上記合算で20％が上限	強い仮定を置いているため十分に信頼できる結果とは言えないが、租特適用事業者と非適用事業者における新規雇用者数の差を確認した結果、オフィス減税については、新規雇用者数を増加させる可能性が示唆された。
2	経産省	研究開発税制	試験研究費等の額に応じて税額控除（最大30％）を認める措置。法人税額に対する控除割合は原則25％、最大60％が上限。一般試験研究費の額に係る税額控除制度（一般型）、中小企業技術基盤強化税制（中小型）、特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンイノベーション型（OI型））の3類型がある	中小型とOI型について差の差分分析を行い、その効果は小さいものの、OI型において売上高研究開発費比率に一部統計的に有意な影響がある可能性が示唆された。分析対象となる改正が比較的小さなものであることなどから、他の指標については統計的に有意な結果は得られなかった。
3	国交省	船舶税制	海上運送業を営む事業者が環境負荷の低減に資する船舶等（特定船舶）を取得した場合に、特別償却（最大32％）を認める措置	内航船舶については、租特適用事業者が所有する船舶全体のCO2排出量について前後比較を行い、租特適用後の1トンキロ当たりのCO2排出量が、適用前と比較して、小さいことが確認された。 外航船舶については、一定の仮定を置いて、船齢データにより先進船舶への置き換え率の推移を確認し、先進船舶への置き換えが進んでいることが確認された。
4	国交省	長期保有土地税制	長期保有（10年超）の土地等の事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合に、譲渡資産の譲渡益に応じて買換資産の圧縮記帳（譲渡益の最大90％）を認める措置	アンケート調査を基に適用事業者を把握し、データを取得したが、サンプルサイズが小さく規模や業種の面で明らかなバイアスが存在しており、適用実態調査と乖離する分析結果となった。

上記の定量分析に加え、各措置の適用事業者等へのヒアリング調査を実施した結果、地方拠点強化税制においてはトリガー効果や波及的效果、副次的効果に関する意見が一部確認できたほか、全ての措置において、押し上げ効果に関する意見が多く聞かれた。

R5租特効果検証テーマ一覧と効果検証の結果概要

	府省名	措置名	概要	効果検証の結果概要
1	経産省	中小企業経営強化税制（経強）	中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、 税額控除（10%※）又は即時償却 の適用を認める措置。※資本金3,000万円超の場合は7%	経強と中促は、制度の内容や改正タイミングが類似しており、それぞれの効果を切り分けた分析が困難であった。 このため、適用事業者（経強または中促を適用した事業者）と、非適用事業者（経強や中促を適用していない事業者）間で差の差分析を行った。 その結果、投資、売上、労働生産性へのプラスの影響の可能性が示されたが、取得できたデータの範囲・サイズにも制約があったことから、可能であった分析範囲にも限界があること等の示唆が得られた。
2	経産省	中小企業投資促進税制（中促）	一定の設備投資を行った場合に、 税額控除（7%）（※）又は特別償却（30%） の適用を認める措置。※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る	
3	経産省	研究開発税制	試験研究費等の額に応じて 税額控除（最大30%） を認める措置。法人税額に対する控除割合は原則25%、最大60%が上限	研究開発に係る企業内部での意思決定過程において、措置がどのように機能しているのかを明らかにするため、主に製造業の大企業に対するヒアリングを実施し、措置が廃止された場合の影響等に関する示唆を得た。
4	国交省	半島振興税制	半島振興対策実施地域における事業者の産業振興機械等の取得等に係る確認申請書に基づく製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の用に供する設備投資について、 5年間の割増償却（機械は32%、建物は48%） を認める措置	サンプルサイズが小さく、十分に信頼できる結果は得られなかった（参考までに実施した差の差分析の結果は、設備投資額や資本装備率を押し上げている可能性を示唆）。
5	厚労省	高額医療用機器	取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に 12%の特別償却 を認める措置	サンプルサイズが小さく、十分に信頼できる結果は得られなかった（参考までに実施した差の差分析の結果は、高額な医療用機器の購入金額を押し上げている可能性を示唆）。 なお、当該措置については、分析に利用できるデータを収集するため、既存のアンケート項目の改善策についても整理した。

効果検証に必要なデータの整理

- ・効果検証の対象とした租特におけるデータの状況を、以下の基準で整理した

データの内容		○	△	×
(1)	租特適用事業者を <u>特定</u> するためのデータ	適用事業者全体を母数と捉えて調査を実施しており、属性にバイアスがかかっていない	適用事業者への調査を実施できているが、対象から特定の属性が除外、又は多く含まれ過ぎている等、属性にバイアスがかかっている	適用事業者をほぼ把握できていない
(2)	租特 <u>適用</u> 事業者の租特 <u>改正後</u> のデータ	次頁参照		
(3)	租特 <u>非適用</u> 事業者の租特 <u>改正後</u> のデータ			
(4)	租特 <u>適用</u> 事業者の租特 <u>改正前</u> のデータ			
(5)	租特 <u>非適用</u> 事業者の租特 <u>改正前</u> のデータ			
(6)	アウトカム指標以外の適用事業者・非適用事業者の関連するデータ	租特の適用有無以外にアウトカム指標へ影響を及ぼす指標が適切な粒度（事業者単位、事業所単位等）で取得できている	租特の適用有無以外にアウトカム指標へ影響を及ぼす指標は一部取得できているが、取得できない指標がある、又は取得できているが適切な粒度ではない	租特の適用有無以外にアウトカム指標へ影響を及ぼす指標は、ほぼ取得できていない

	介入前	介入後
適用事業者	(4)	(2)
非適用事業者	(5)	(3)

効果検証に必要なデータの整理

- ・(2)～(5)の租特適用／非適用、租特改正前／後のデータの状況を、以下の基準で整理した（前頁の緑部分）

		データの状況（サンプルサイズ・バイアス）		
		統計分析が可能なサンプルがあり、属性にバイアスがかかっていない	統計分析が可能なサンプルはあるが、属性にバイアスがかかっている	統計分析が可能なサンプルがない
アウトカム指標	効果検証に必要なアウトカム指標が取得できている	○ ・適用事業者、非適用事業者のサンプルがあり、属性に偏りが見られない ・適用事業者、非適用事業者に関する効果検証に必要なアウトカム指標のデータが取得できている	△ ・適用事業者、非適用事業者のサンプルはあるが、属性に偏りが見られる ・適用事業者、非適用事業者に関する効果検証に必要なアウトカム指標のデータが取得できている → サンプルバイアスの解消を目指す必要	× ・適用事業者、非適用事業者のサンプルがない
	効果検証に必要なアウトカム指標が一部取得できていない	△ ・適用事業者、非適用事業者のサンプルがあり、属性に偏りが見られない ・適用事業者、非適用事業者に関する効果検証に必要なアウトカム指標のデータの一部しか取得できていない → 必要なアウトカム指標の取得を目指す必要	△ ・適用事業者、非適用事業者のサンプルはあるが、属性に偏りが見られる ・適用事業者、非適用事業者に関する効果検証に必要なアウトカム指標のデータの一部しか取得できていない	× ・適用事業者、非適用事業者のサンプルがない
	効果検証に必要なアウトカム指標が取得できていない	× ・適用事業者、非適用事業者に関する効果検証に必要なアウトカム指標のデータが取得できていない	× ・適用事業者、非適用事業者に関する効果検証に必要なアウトカム指標のデータが取得できていない	× ・適用事業者、非適用事業者のサンプルがない

	介入前	介入後
適用事業者	(4)	(2)
非適用事業者	(5)	(3)

データの状況について（R6 効果検証案件）

- ・ R6年度に効果検証を実施した租特のデータの状況は、以下のとおり

データの内容	地方拠点	研究開発 (中小型・OI型)	内航船舶	外航船舶	長期保有土地
(1) 租特適用事業者の 特定	実績報告書、部局 アンケートにより ある程度特定可能 ○	公的統計の対象範 囲については特定 可能 △	部局アンケートに よりある程度特定 可能 ○	部局アンケートに よりある程度特定 可能 ○	部局アンケートの 対象となる特定の 業界団体に所属す る者のみ特定可能 △
(2) 租特 適用 事業者の 租特 改正後 のデータ	アンケートにより 一部把握可能 △	公的統計の対象範 囲については把握 可能 △	公的統計により把 握可能だが、標本 調査 △	分析に必要なアウ トカム指標データ を把握できない ×	公的統計の対象範 囲については把握 可能 △
(3) 租特 非適用 事業者の 租特 改正後 のデータ	整備計画を提出し たが租特を適用し なかった事業者の み把握可能 △	公的統計の対象範 囲については把握 可能 △	非適用船舶を正確 に把握できない ×	分析に必要なアウ トカム指標データ を把握できない ×	非適用事業者を正 確に把握できない ×
(4) 租特 適用 事業者の 租特 改正前 のデータ	適用前の状況を把 握できない ×	公的統計の対象範 囲については把握 可能 △	公的統計により把 握可能だが、標本 調査 △	分析に必要なアウ トカム指標データ を把握できない ×	公的統計の対象範 囲については把握 可能 △
(5) 租特 非適用 事業者の 租特 改正前 のデータ	適用前の状況を把 握できない ×	公的統計の対象範 囲については把握 可能 △	非適用船舶を正確 に把握できない ×	分析に必要なアウ トカム指標データ を把握できない ×	非適用事業者を正 確に把握できない ×
(6) アウトカム指標以外 の関連データ	一部把握可能 △	把握可能 ○	一部把握可能 △	一部把握可能 △	一部把握可能 △

データの状況について（R5 効果検証案件）

- ・ R5年度に効果検証を実施した租特のデータの状況は、以下のとおり

データの内容	経強	中促	研究開発 (一般型)	半島	高額医療
(1) 租特適用事業者の 特定	公的統計の対象範囲については特定可能 △	公的統計の対象範囲については特定可能 △	公的統計の対象範囲については特定可能 △	部局アンケートによりある程度特定可能だが、サンプルサイズが小さい △	関係団体が実施するアンケートによりある程度特定可能だが、サンプルサイズが小さい △
(2) 租特適用事業者の 租特 改正後 のデータ	公的統計の対象範囲については把握可能 △	公的統計の対象範囲については把握可能 △	公的統計の対象範囲については把握可能 △	公的統計の対象範囲については把握可能 △	アンケートにより一部把握可能 △
(3) 租特 非適用 事業者の 租特 改正後 のデータ	公的統計の対象範囲については把握可能 △	公的統計の対象範囲については把握可能 △	公的統計の対象範囲については把握可能 △	公的統計の対象範囲については把握可能 △	アンケートにより一部把握可能 △
(4) 租特適用事業者の 租特 改正前 のデータ	公的統計の対象範囲については把握可能 △	公的統計の対象範囲については把握可能 △	公的統計の対象範囲については把握可能 △	公的統計の対象範囲については把握可能 △	アンケートにより一部把握可能 △
(5) 租特 非適用 事業者の 租特 改正前 のデータ	公的統計の対象範囲については把握可能 △	公的統計の対象範囲については把握可能 △	公的統計の対象範囲については把握可能 △	公的統計の対象範囲については把握可能 △	アンケートにより一部把握可能 △
(6) アウトカム指標以外の 関連データ	把握可能 ○	把握可能 ○	把握可能 ○	把握可能 ○	一部把握可能 △

データの種類について（R6 効果検証案件）

- ・ R6年度に効果検証を実施した租特のデータの種類は、以下のとおり

データの種類	地方拠点	研究開発 (中小型・OI型)	内航船舶	外航船舶	長期保有土地
実績報告書 (租特適用状況に関するもの)	・整備実施期間中の各事業年度終了後1か月以内に都道府県に提出	・求めている	・求めている	・省令に基づき定期報告 (ただし船舶名等最小限の情報)	・求めている
計画書、認定書 (租特適用状況に関するもの)	・計画書があるが、実績報告書を活用したため使用せず	・求めている	・求めている	・認定制度はあるが、実績報告書を活用したため使用せず	・求めている
公的統計の個票データ	・分析に必要なアウトカム指標データが存在せず	・分析に必要な項目を企活、中小実及び民研から抜き出し	・分析に必要な項目を輸送調査から抜き出し	・分析に必要なアウトカム指標データが存在せず	・分析に必要な項目を企活及び土地調査から抜き出し
部局実施のアンケート、業務データ（公的統計以外）	・認定事業者に対して実施	・アンケートを実施しているが、分析に必要なアウトカム指標データが存在せず	・業界団体を通じて接触可能な事業者に対して税制利用に関する調査を実施	・アンケートを実施しているが、分析に必要なアウトカム指標データが存在せず	・特定の業界団体に所属する事業者に対して実施
関係団体が実施するアンケート	—	—	—	—	—

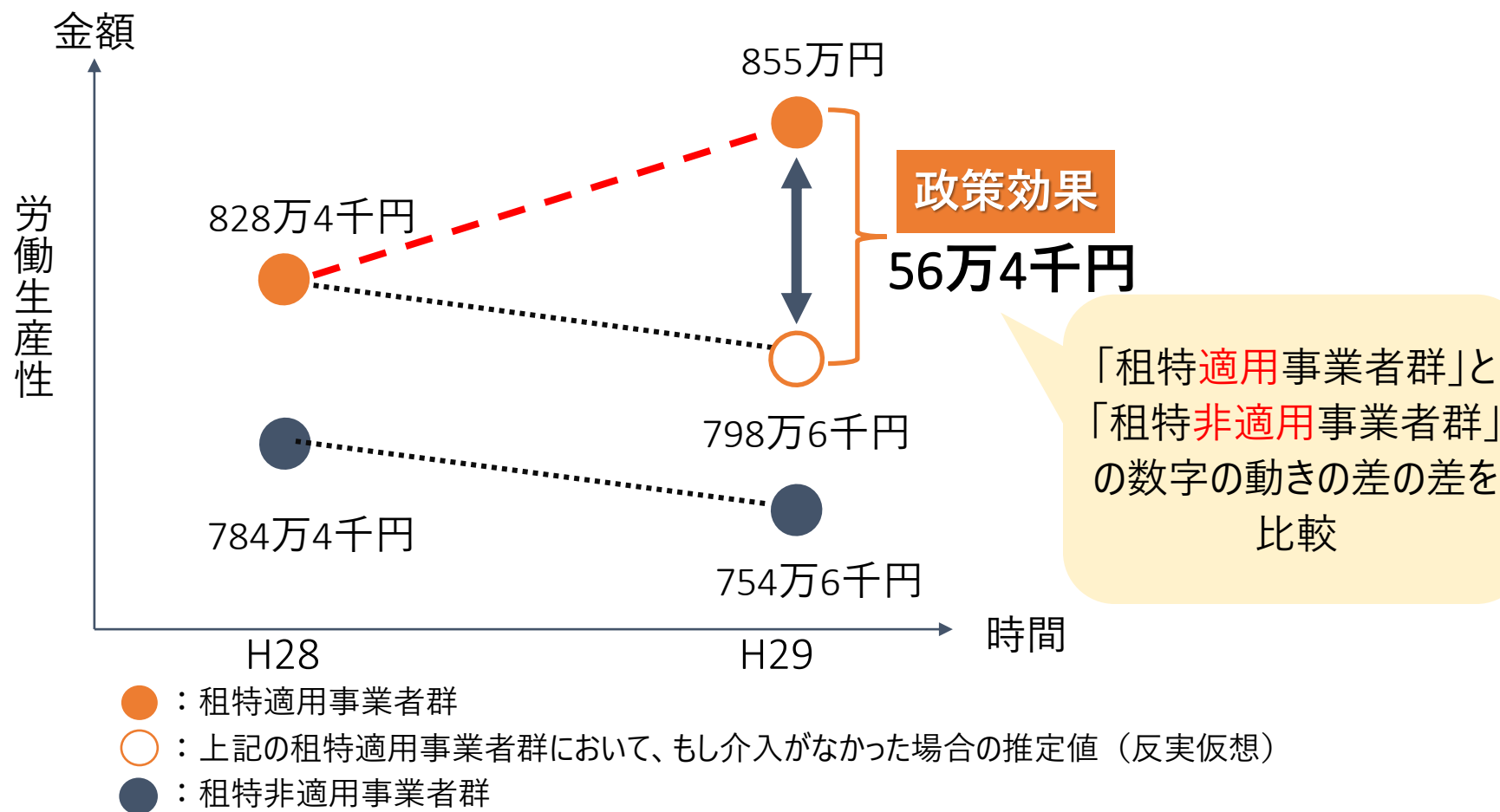
データの種類について（R5 効果検証案件）

- ・ R5年度に効果検証を実施した租特のデータの種類は、以下のとおり

データの種類	経強	中促	研究開発 (一般型)	半島	高額医療
実績報告書 (租特適用状況に関するもの)	・ 報告書があるが、 公的統計を活用したため使用せず	・ 求めている	・ 求めている	・ 求めている	・ 求めている
計画書、認定書 (租特適用状況に関するもの)	・ 計画書があるが、 公的統計を活用したため使用せず	・ 求めている	・ 求めている	・ 確認申請書があるが、アンケートを活用したため使用せず	・ 求めている
公的統計の個票データ	・ 分析に必要な項目を企活及び中小実から抜き出し	・ 分析に必要な項目を企活及び中小実から抜き出し	・ 分析に必要な項目を企活及び民研から抜き出し	・ 分析に必要な項目を企活及び法企から抜き出し	・ 分析に必要なアウトカム指標データが存在せず
部局実施のアンケート、業務データ（公的統計以外）	・ 分析に必要なアウトカム指標データが存在せず	・ 分析に必要なアウトカム指標データが存在せず	・ アンケートを実施しているが、分析に必要なアウトカム指標データが存在せず	・ 確認申請書を発行した事業者に対して実施	・ 分析に必要なアウトカム指標データが存在せず
関係団体が実施するアンケート	—	—	—	—	・ 関係団体が当該構成団体の会員に対して実施

効果検証方法：差の差分分析（DID：Difference in Differences）

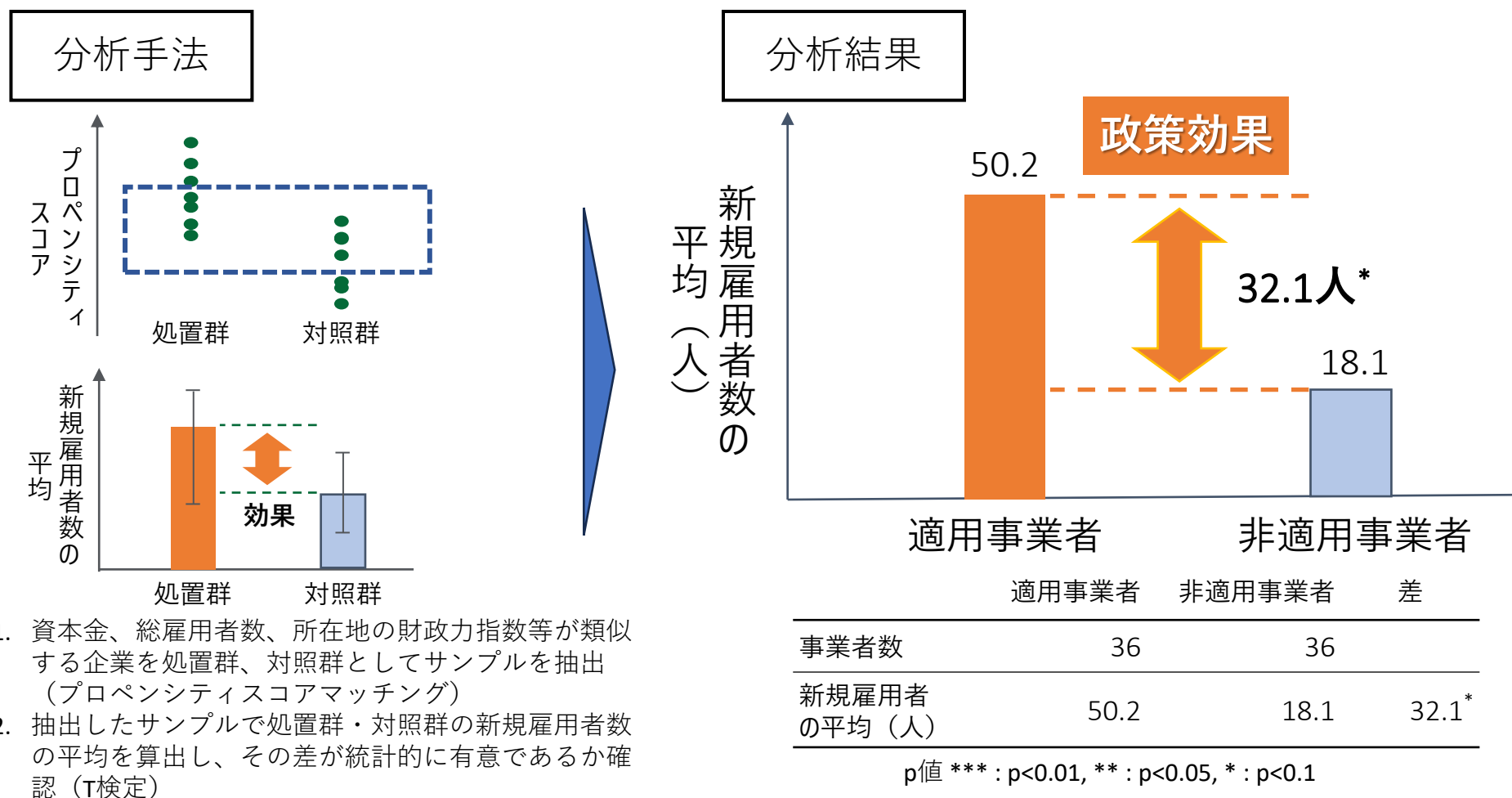
- 中小企業経営強化税制・中小企業投資促進税制の効果検証（労働生産性） -



【結果に関する留意事項】 租特の適用範囲と分析で使用した統計調査（企業活動基本調査、中小企業実態基本調査）の範囲が完全には一致していないため、分析結果に留意が必要

効果検証方法：平均の差の確認

- 地方拠点強化税制（オフィス減税）の効果検証（新規雇用者数） -

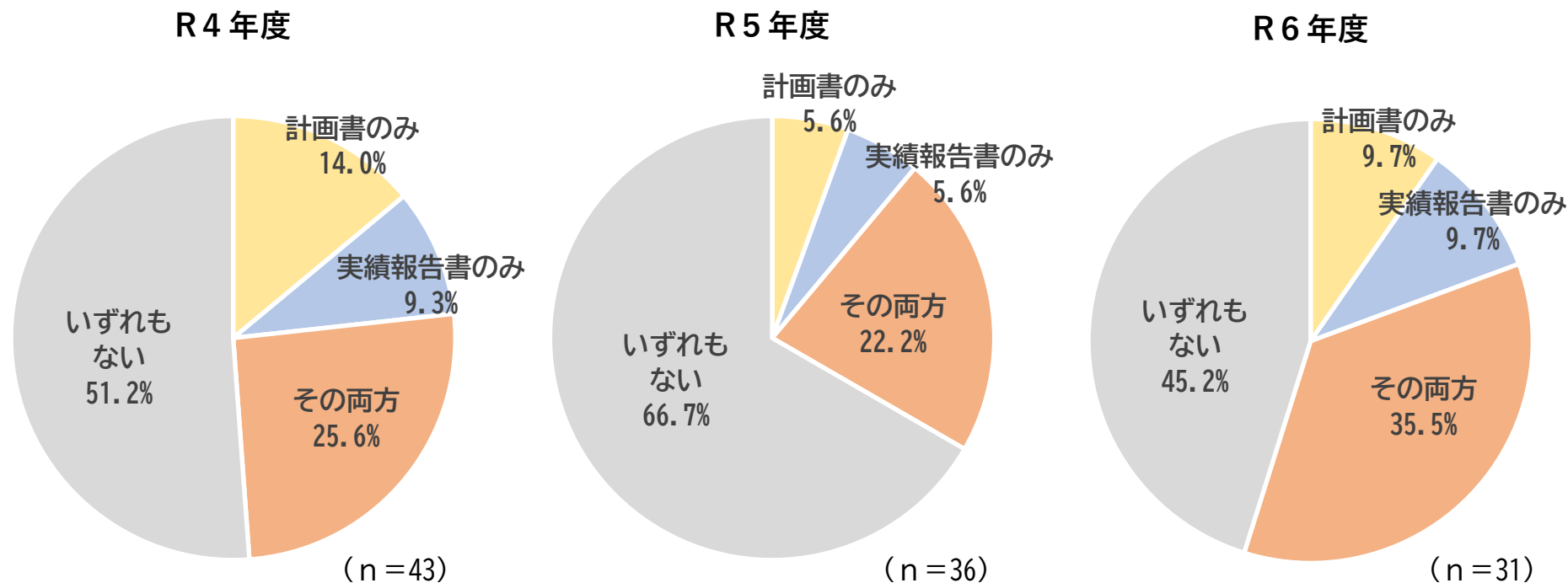


- 資本金、総雇用者数、所在地の財政力指数等が類似する企業を処置群、対照群としてサンプルを抽出（プロペンシティスコアマッチング）
- 抽出したサンプルで処置群・対照群の新規雇用者数の平均を算出し、その差が統計的に有意であるか確認（T検定）

【結果に関する留意事項】 処置群・対照群ともに適用年度を揃えておらず、強い仮定の下で実施しており、またサンプルサイズも小さいため、十分に信頼できる結果とはいえないことに留意が必要

データの状況

・ R4年度～R6年度の政策評価の点検対象となった租特について、実績報告書及び計画書の状況について整理した結果は以下のとおり



※ 総務省行政評価局政策評価課調べ

※ 税制改正要望事項、政策評価書、概要等の公表資料から調べ、その存在を確認した